

鹿児島県立吹上浜海浜公園管理基準

令和8年8月

鹿児島県都市計画課

目 次

1	管理業務の対象施設	1
2	管理運営業務	1
3	維持管理業務	3
4	安全管理基準	7
5	物品の管理等	7
6	その他の業務	8

資料

①	管理区域図	9
②	園地等維持管理内訳表	10

県立吹上浜海浜公園管理基準

吹上浜海浜公園の指定管理者が行う業務の範囲及びその内容等は、関係法令等によるほか、この基準による。

第1 管理業務の対象施設

1 対象区域

別添資料で表示する管理区域

2 対象施設

- | | |
|----------|---|
| (1) 園路広場 | お祭り広場、運動広場、サッカー場、金峰多目的広場 |
| (2) 修景施設 | 大花壇、音楽の池 |
| (3) 休養施設 | キャンプ場、展望休憩所 |
| (4) 遊戯施設 | 児童広場、ローラースケート場、プール |
| (5) 教養施設 | 野鳥観察の家、緑の学習園、野鳥観察所 |
| (6) 便益施設 | 駐車場（普通車 981 台、バス 49 台）、管理事務所、売店
トイレ、水飲み場 |
| (7) その他 | レンタサイクル、連絡橋（サンセットブリッジ） |

3 対象外施設

都市公園法第5条第1項の許可を受けて、公園管理者以外の者が管理している次の施設については、指定管理者の管理業務の範囲に含めないものとする。

ただし、南薩少年自然の家を除く当該施設に係る光熱水費については、指定管理者が当該許可を受けた者から、徴収することとする。

施設名	許可を受けた者	許可区分	期 間
南薩少年自然の家	県教育長	都市公園法第5条第1項 による管理許可	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日
売店	(公財)鹿児島県地 域振興公社	都市公園法第5条第1項 による管理許可	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日 (5 年更新)
人工芝サッカー場	南さつま市長	都市公園法第5条第1項 による設置管理許可	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 18 年 3 月 31 日 (10 年更新)

第2 管理運営業務

1 運営体制の確保

- (1) 公園の管理運営に支障のないように管理要員を管理事務所に適切に配置し、運営に当たること。

- (2) 管理要員のうち1名を総括責任者として、管理事務所長とすること。
- (3) 運営体制を確保し、職員の育成に必要な研修を実施すること。

2 管理事務所の開所時間

管理事務所の開所時間は、公園の供用時間とする。ただし、利用者対応等の業務がある場合は、必要に応じて随時延長を行う。

3 管理事務所の業務

管理事務所の窓口及び事務室は、以下の業務を行う。

- (1) 公園利用者への対応
- (2) 有料公園施設の利用許可・利用指導
 - 利用受付、利用券の交付、利用日時等に係る事務を行う。
- (3) 利用料金の収受事務
 - (窓口利用料金の徴収、許可の取り消しの申し出に係る利用料金の返還事務)
 - ア 有料公園施設の利用に伴い、利用料金の減免申請書が提出されたときは、県都市公園条例施行規則により、減免を行った上で、利用券を交付すること。
 - イ 利用者から利用開始前に許可の取消しの申し出があり、返還が必要と認めたときは、返還すること。
- (4) 利用促進に関する業務
 - イベント、行事の開催など自主事業を実施し、公園の利用促進に努めること。また、ポスター、パンフレットの作成等、広報活動を積極的に行うこと。
- (5) 苦情の処理
 - 利用者からの苦情等については、適切に対応することとし、その内容を速やかに県に報告すること。
- (6) 地元自治体・関係団体との連絡調整
 - 県、地元自治体及び関係団体との連絡調整を行う場を設け、少なくとも半期に一度連絡調整を行うこと。
- (7) 県への業務報告及び連絡調整
 - ア 事故等に係る措置
 - (ア) 指定管理者は、荒天、事故等により公園の区域若しくは各施設の利用が不可能と認められる場合、又は、公園の管理上やむを得ない場合で緊急を要する場合において、あらかじめ公園管理者の了解を得ることが困難である場合は、供用日や供用時間の変更、施設の利用禁止、立入禁止区域の設定、その他必要な措置を講ずるものとする。
 - (イ) 指定管理者は前記(ア)の措置を行った時は、事故報告書により直ちに県に報告しなければならない。
 - (ウ) 指定管理者は、事故、災害、盗難、急病人やけが人など、その他非常事態が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに県に報告するものとする。
 - イ 施設の毀損等の報告
 - (ア) 指定管理者は、公園施設に損害（毀損、滅失等）が生じた場合は、損害の状況、損害額等を調査し、補修等必要な措置を行い、その結果を損害状況調査書

により速やかに県に報告するものとする。

- (イ) 施設損壊が公園の運営に重大な影響を及ぼす恐れがあると判断した場合、又は、業務管理費の範囲内で対応が困難な場合は、県へ報告を行い、対応策について協議するものとする。

ウ 公園施設の設置又は管理許可及び占用許可等の相談があった場合、県へ連絡すること。

(8) 都市の緑化推進に関する業務

指定管理者は、公園において、ボランティア等を活用した緑化活動の推進やイベント等を通じた緑化知識の普及・啓発活動を実施するものとする。

第3 維持管理業務

1 共通事項

(1) 施設補修・修繕

施設及び設備は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、部品交換や施設の保守点検、補修・修繕を行うこと。

(2) 指定管理者の行う業務範囲

ア 室内電球、公園灯ランプ等の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換

イ 1基（1件）あたり50万円未満の施設修繕（破損した施設や設備、物品を現状に復旧する行為）

ウ その他県との個別協議により行う施設補修・修繕等

2 植物管理業務

(1) 留意事項

ア 各植栽地の管理に当たっては、来園者の公園利用と安全を確保しつつ、病害虫防除や施肥、花木等の剪定時期など、最も適切な時期や方法を選び管理を行うものとする。

イ 除草剤の使用は原則として行わないこと。

なお、低木植え込み地等の除草作業が困難な場所など、やむを得ない場合は使用できるものとする。

ただし、使用に当たっては、事業計画書に使用計画を記載するとともに、実施の際は事前に除草剤散布の周知や散布箇所の囲いを行うものとする。

ウ 生育不良木については、土壌改良等の改善策を講じること。

エ 危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行うこと。

オ 各作業の実施にあたっては、作業中であることを表示するなど、来園者に周知を図るとともに、必要に応じ立ち入りを制限するなどの安全対策を施すこと。

カ 作業の実施にあたり、年度別事業計画書により、事前に県の承認を受けること。

(2) 管理の基準の概要

別途「園地等維持管理内訳表」に示す工種の作業を以下のとおり実施すること。

ア 花壇等管理

a 季節を感じられるよう適切な管理に努めること。

b 花がら摘み、灌水、花壇内の除草を行い、良好な景観の維持を図ること。

イ 芝生管理

利用上及び景観上、支障のないよう、必要に応じ、芝刈り、芝生補修、肥料散布等適切な管理に努めること。

ウ 林床地管理

自然の遷移を促進するための補助的管理とする。

エ 樹木剪定及び薬剤散布

施設の特性に応じた剪定及び薬剤散布行うこと。

オ 植込地除草

景観上支障のないよう適切な管理に努めること。

カ その他

(ア) マツクイムシ防除として、園内の黒松に対し、予防薬の樹幹注入、農薬の地上散布を行うこと。

(イ) シロアリ防除として、園内の黒松全体に対しパウダー処理等を必要に応じて行うこと。

(ウ) 台風等の災害による復旧のうち、枝葉の除去、支柱の手直し等の軽微なものについては、指定管理者がこれを行うこととする。

なお、倒木の復旧、撤去等については、県と協議の上、その復旧にあたることとする。

(エ) 園内の樹木については、開園から約40年が経過し老木化するとともに、近年、害虫(松くい虫等)による被害が多数生じていることも踏まえ、樹木管理に係る対応(剪定・伐木等)および害虫予防等に、県と協議の上努めることとする。

3 施設管理業務

(1) 留意事項

ア 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう適切な管理を行うこと。

イ 日常及び定期的な施設の点検と補修、清掃などの保守管理を行うこと。

(2) 管理基準の概要

ア 園地・園路清掃（園内全域）＝1日1回以上

イ 管理事務所清掃

(ア) 日常清掃＝週1回以上

(イ) 床ワックス清掃、定期清掃＝年1回以上

(ウ) 窓ガラス清掃＝年1回以上

ウ 便所清掃

(ア) 一般事項

作業中は、「清掃中」等の表示を行うなど、利用者の利便性に配慮し、用具入れや倉庫等は常に整理整頓する。

(イ) 清掃＝週1回以上

来園者が快適に利用できる状態に保つこと。

(ウ) トイレトペーパー補充作業＝適宜

エ 有料公園施設

(ア) 清掃＝週1回以上

(イ) 施設日常点検＝適宜

各施設において、施設の損耗状況、支障物等の有無等について、点検を行い、安全な利用ができるようにすること。

オ 遊具点検

(ア) 点検基準

点検にあたっては、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』（最新版）及び『遊具の安全に関する基準（案）』（最新版）に基づき行うこととする。

(イ) 日常点検＝毎日

緩み、ぐらつき、損傷等について、目視、触診等による点検を開園中は毎日行い、必要な修繕・調整を行うこと。

(ウ) 定期点検＝月1回以上

目視、触診、打診により、あるいは測定機器等を用いて、部材の摩耗状況や変形、並びに経年変化などの「劣化診断」を行い、必要な修繕を行うこと。

(エ) 専門点検＝年1回以上

有資格者による専門点検を年1回以上行うこと。

点検結果に基づき、必要な修繕・補修を行うこと。

カ プール

(ア) 開園前

開園前に、電気及び機械設備の保守点検、各種水槽清掃、各プール清掃及び水張り洗管作業並びに水質管理、プール試運転を行うこと。

(イ) 開園期間中

a 開園期間中にあっては、電気又は機械技術者1名（資格要件：電気機械設備及びプール設備2年以上の経験がある者）、水質管理者1名（資格要件：水質測定機器類の取扱経験が2年以上の者）を毎日供用時間中常駐させ、始業点検、調整、水質管理等を行うこと。

b プールの安全については、『プールの安全標準指針』（最新版）に基づき利用者の安全管理を行うこと。

c プールの衛生については、『遊泳用プールの衛生基準』（最新版）に基づき、水質管理を行うこと。

管理基準は次のとおり。

PH	5.8～8.6
濁度	2度以下
過マangan酸消費量	12mg/ℓ以下
遊離残留塩素濃度	0.4mg/ℓ以上1.0mg/ml以下
大腸菌	検出されないこと
一般細菌	200CFU/mg以下
総トリハロメタン	0.2mg以下

d 水温、水質を測定し、水温・PH・濁度・残留塩素等を記録すること。

e 除害装置及び残留塩素児童記録計の保守管理を行うこと。

- f 水質管理状況については、日報により管理を行うこと。
 - g 各設備・機器等については、保安点検に努めること。
 - h プール水のろ過、濾過器の逆洗、洗浄、塩素注入、除毛器の清掃等の回数、薬品使用料等について、記録すること。
- (ウ) 閉園後
- a 電気・機械設備の保守点検を行うこと。
 - b 各種モーター等の清掃及び養生を行うこと。
 - c 定期点検により、バルブ類の開閉、マンホール類の水抜き、揚水ポンプの運転、電気設備の絶縁抵抗測定を行うこと。
- キ 消防設備
- 消防法に基づく防火管理者を配置するとともに、消防設備の点検・調整等を年2回以上行い、その機能を常に良好な状態に維持すること。
- ク 飲料水の水質検査
- 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、またその水を使用することが危険である旨を関係者に周知する。
- ケ U型溝・桝清掃＝年1回以上
- 側溝・集水桝・浸透桝等の性能を回復するため、溜まった土砂等を除去する。
- コ 池清掃
- (ア) 清掃＝適宜
- a 岸から約2m程度の範囲
 - b 水面のゴミ及び岸から見える範囲の水中のゴミを、網等を使用して集めること。集めたゴミは、分別して指定場所に集積する。
- サ 廃棄物処理
- (ア) 一般事項
- 作業中は来園者等に支障とならないよう、十分に配慮し、廃棄物を公園内に落下させないように措置するとともに、廃棄物の積み込み後は集積所付近を清掃する。
- その他、事業系ごみ処理方法に基づき処分することとする。(週1回以上)
- (イ) 廃棄物等
- これらについては、来園者の持ち帰りを原則とする。
- (ウ) 資源廃棄物
- 剪定後の枝葉については、チップ化し、マルチング材等として園内で再利用するなど、再資源化に努めること。
- シ 自家用電気工作物保守点検
- (通常点検月1回以上、定期点検年1回以上)
- 電気工作物の維持及び運用が適切になされるように保守点検を行うこと。
- ス 合併浄化槽保守点検・清掃
- 浄化槽法、鹿児島県浄化槽事務取扱要領に基づき保守点検等を行うこと。
- セ 警備
- (ア) 開園時から毎日、園内パトロールを行い、不審者等に注意すること。
- (イ) 業務従事者は、日赤、消防署等の実施する救急救命訓練を受けた者とする。

ソ 野鳥観察所清掃

(ア) 通常の清掃＝週1回以上

床等の掃き掃除、棚の拭き掃除を行う。

タ 休憩施設清掃＝月1回以上

ベンチ、テーブル等の拭き掃除を行う。

チ ジャブジャブ池

プールに準じ、水質管理等を行うとともに、水面の監視を行うこと。

第4 安全管理基準

指定管理者は、公園利用者の安全を確保するため次にあげるもののほか、必要な対策を講じるものとする。

1 指定管理者が行う研修

公園内で業務に従事する者の研修を行うものとする。

2 公園利用者の指導

公園施設の使用方法について、放送、掲示板、口頭等により使用者の指導を行うものとする。

3 水面の監視

プール、ジャブジャブ池の監視員配置計画を策定し、利用者の指導監視を行うものとする。

4 救急看護

開園期間中においては、傷病者等に対し、付近の病院等へ救急患者を搬送できる体制を確立しなければならない。

5 公園施設の安全点検

点検に当たっては『公園施設の安全点検に係る指針（案）』（最新版）に基づき行うこととする。

第5 物品の管理等

1 物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うこととする。

2 指定管理者は、県に帰属する物品が使用不能となったときは、県に報告し、指示を受けることとする。

3 指定管理者は、県に帰属する物品について、3月末の現在数量と照合の上、毎年4月までに県にその管理状況を報告することとする。

第6 その他の業務

1 通行証の発行

指定管理者は、公園の管理業務の執行上必要と認めるときは、車輛の通行証を発行することができる。

2 保険に関する業務

指定管理者は、公園の管理に係る施設賠償責任保険、作業員等の労災保険等の契約を締結するものとする。

施設賠償責任保険については、以下の内容以上の施設賠償責任保険に加入すること。

身体	1名につき	1億円
身体	1事故につき	3億円
財物	1事故につき	1,000万円

3 光熱水費に関する業務

指定管理者は、公園の管理に必要な電気、ガス及び水道に関する契約の締結並びにその料金の支払いを行うものとする。

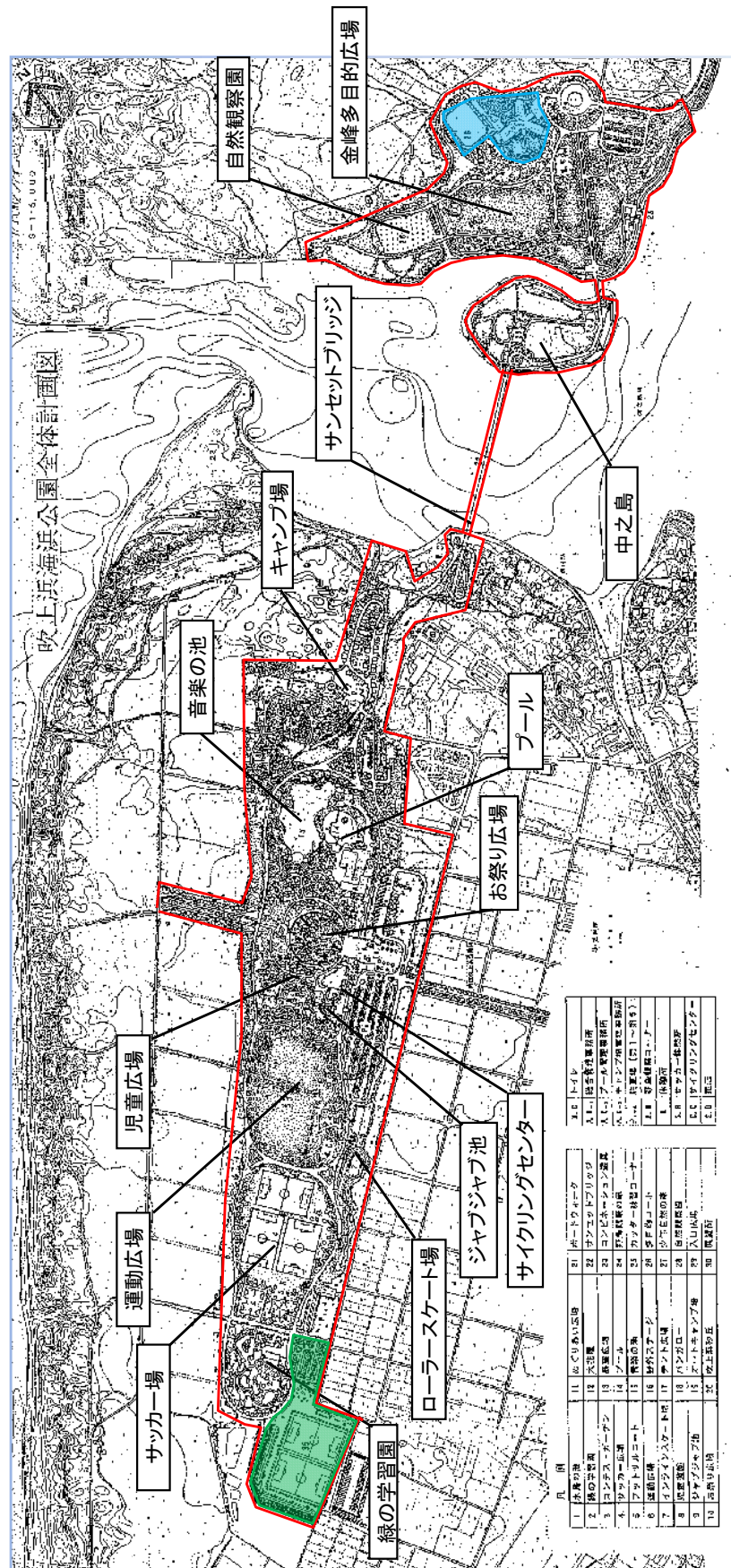
4 指定管理者名等の表示

公園が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名を公園内に表示するとともに、案内パンフレット等にも明記するものとする。

5 その他

指定管理者は、1から4までに定める業務のほか、公園の管理を円滑に推進するため必要な業務を行うものとする。

吹上滨海公园区域管理图



		公園区域
		南薩少年自然の家区域
		人工芝サッカー場区域

※指定管理区域は、公園区域から南薩少年自然の家区域・人工芝サッカー場区域は除く。

吹上浜海浜公園 園地等維持管理内訳表

管理区域 管理種別	工 種	規格・寸法	数量	単位	備考
サッカー場					
芝生管理	【コート内はアップ場3,000㎡含む】				
	芝刈	コート内 乗用：容易	26,000	㎡	
	芝刈	コート外 乗用：普通	17,065	㎡	
	除草	コート内 人力	6,500	㎡	
	薬剤散布	コート内	26,000	㎡	
	芝生補修	コート内	13,000	㎡	
	肥料散布	コート内	26,000	㎡	
	オーバーシート播種	コート内	26,000	㎡	
	灌水	コート内	26,000	㎡	
	エアレーション	コート内	26,000	㎡	
	バーチカルカット	コート内	23,000	㎡	
	目土	コート内	26,000	㎡	
運動広場					
芝生管理					
	芝刈	コート内 乗用：容易	24,000	㎡	
	芝刈	コート外 乗用：普通	20,301	㎡	
	薬剤散布	コート内	24,000	㎡	
	芝生補修	コート内	12,000	㎡	
	肥料散布	コート内	24,000	㎡	
	エアレーション	コート内	24,000	㎡	
樹木管理					
	剪定	高木	239	本	
	剪定	低木	2,362	㎡	
	施肥	高木	239	本	
	施肥	低木	1,181	㎡	
	薬剤防除	高木	239	本	
	薬剤防除	低木	1,181	㎡	
	植込地除草	人力	2,362	㎡	
お祭り広場・児童遊園・音楽の池・プール					
芝生管理					
	芝刈	お祭り広場 乗用：容易	4,300	㎡	
	芝刈	樹木疎 乗用：普通	40,126	㎡	
	薬剤散布		40,126	㎡	
	目土		40,126	㎡	
	肥料散布		4,300	㎡	
	エアレーション	お祭り広場	4,300	㎡	
樹木管理					
	剪定	高木	1,285	本	

吹上浜海浜公園 園地等維持管理内訳表

管理区域 管理種別	工 種	規格・寸法	数量	単位	備考
	剪定	低木	12,172	m ²	
	施肥	高木	1,285	本	
	施肥	低木	6,086	m ²	
	薬剤防除	高木	1,285	本	
	薬剤防除	低木	6,086	m ²	
	植込地除草	人力	12,172	m ²	
花壇管理	(春夏秋冬)				
	花壇床作り		515	m ²	
	花苗植付け		515	m ²	
	巡回管理	人力	515	m ²	
駐車場・ローラースケート場・管理ヤード					
芝生管理					
	芝刈	機械：普通	8,826	m ²	
樹木管理					
	剪定	高木	215	本	
	剪定	低木	5,861	m ²	
	施肥	高木	215	本	
	施肥	低木	2,931	m ²	
	薬剤防除	高木	215	本	
	薬剤防除	低木	2,931	m ²	
	植込地除草	人力	5,861	m ²	
キャンプ場					
芝生管理					
	芝刈	乗用：普通	41,507	m ²	
樹木管理					
	剪定	高木	387	本	
	剪定	低木	3,127	m ²	
	施肥	高木	387	本	
	施肥	低木	1,564	m ²	
	薬剤防除	高木	387	本	
	薬剤防除	低木	1,564	m ²	
	植込地除草	人力	3,127	m ²	
サンセットブリッジ入口付近					
芝生管理					
	芝刈	機械：普通	8,162	m ²	
樹木管理					
	剪定	高木	82	本	

吹上浜海浜公園 園地等維持管理内訳表

管理区域 管理種別	工 種	規格・寸法	数量	単位	備考
	剪定	低木	712	m ²	
	施肥	高木	82	本	
	施肥	低木	356	m ²	
	薬剤防除	高木	82	本	
	薬剤防除	低木	356	m ²	
	植込地除草	人力	712	m ²	
直線花壇					
芝生管理					
	芝刈	機械：普通	3,944	m ²	
樹木管理					
	剪定	高木	515	本	
	剪定	低木	3,644	m ²	
	施肥	高木	515	本	
	施肥	低木	1,822	m ²	
	薬剤防除	高木	515	本	
	薬剤防除	低木	1,822	m ²	
	植込地除草	人力	3,644	m ²	
緑の学習園					
芝生管理					
	芝刈	乗用：普通	16,600	m ²	
樹木管理					
	剪定	高木	213	本	
	剪定	低木	1,640	m ²	
	施肥	高木	213	本	
	施肥	低木	820	m ²	
	薬剤防除	高木	213	本	
	薬剤防除	低木	820	m ²	
	植込地除草	人力	1,640	m ²	
	植込地除草	コンテストガーデン	3,000	m ²	
圃場					
	貸付農園(夢農園)		500	m ²	
			500	m ²	
			500	m ²	
中之島					
芝生管理					
	芝刈	機械：普通	2,161	m ²	
樹木管理					

吹上浜海浜公園 園地等維持管理内訳表

管理区域 管理種別	工 種	規格・寸法	数量	単位	備考
	剪定	高木	204	本	
	剪定	低木	751	m ²	
	施肥	高木	204	本	
	施肥	低木	376	m ²	
	薬剤防除	高木	204	本	
	薬剤防除	低木	376	m ²	
	植込地除草	人力	751	m ²	
少年自然の家周辺					
芝生管理					
	芝刈	乗用：容易	45,000	m ²	
	芝刈	乗用：普通	39,589	m ²	
	肥料散布		45,000	m ²	
樹木管理					
	剪定	高木	1,393	本	
	剪定	低木	8,311	m ²	
	施肥	高木	1,393	本	
	施肥	低木	4,156	m ²	
	薬剤防除	高木	1,393	本	
	薬剤防除	低木	4,156	m ²	
	植込地除草	人力	8,311	m ²	
マツクイムシ防除					
	害虫対応工	樹幹注入等	1	式	(樹幹注入・伐木・薬剤散布等)
					※県と年間計画策定時要協議
シロアリ駆除					
	シロアリ駆除		1	式	
材料代					
	花苗		1	式	
	資材類		1	式	
	芝種子	オーバーシード	1	式	